

農業者も使いやすい

中小企業投資促進税制



個人事業主（農業者含む）、資本金1億円以下の法人等の方々については、コンバイン、トラクターなど**新品の機械等を購入した場合**に、通常の減価償却に加え、取得額の**30%の特別償却**、または、取得額の**7%の税額控除**のメリット措置が講じられています。（2023年3月31日までに取得し、事業の用に供した設備が対象）

対象となる方

青色申告者である中小企業者等

中小企業者等とは、

- ① 資本金または出資金の額が1億円以下の法人、
- ② 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主（農業者含む）、
- ④ 農業協同組合等

どちらかを選択

特別償却

通常の減価償却に加え、
導入した対象設備の取得額の
30%を特別償却

特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年度に繰り越すことができます。

投資初年度の負担が軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。



税額控除

導入した対象設備の取得額の
7%を税額控除

控除額は、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限です。上限を上回る場合は翌年度に繰り越すことができます。

中小企業経営強化税制と併せて20%が上限となります。

なお、この措置の対象は、「資本金3,000万円以下の法人・個人事業主」のみです。

対象設備

設備	取得価額要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
ソフトウェア	一定のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)

お問い合わせ先

農林水産省 生産局 技術普及課 生産資材対策室
【代表】03-3502-8111(内線4728) 【直通】03-6744-2435